

「家庭ごみ有料化」についての意見の要旨と市の考え方について

1 全国市区町村の有料化率（60%）と中核市実施率（20%）の違いの理由

町村において実施率が高くなっている理由として、人口規模が小さいことから、比較的住民の合意形成を図りやすいことや、周辺自治体が有料化を実施したことによる波及効果が考えられます。また、比較的人口規模が小さい市についても同様の理由が考えられます。

このことから、全国市区町村の実施率と、中核市の実施率が異なるものと思われま

2 下関市が資源物を有料化した目的

循環型社会を構築するためには、可燃ごみと同様に資源ごみについても排出抑制を促す必要があることから、資源ごみを有料化の対象としています。

また、分別意識の向上を図るため、資源ごみは可燃ごみと比べ1袋あたりの手数料の額を低く設定しています。

3 H22年度ごみ処理総量に対し削減目標を達成したが、1日1人あたりが達成されていないことを問題にしているが、世帯構成員数が少なくなるから、処理総量と1日1人あたりの達成率が同じ目標であるのは合理性に欠けるのでは

数値目標の総処理量は、家庭ごみと事業系ごみから構成され、事業系ごみは計画目標に沿って順調に推移しており、家庭ごみは未達成の状況です。

このことから、家庭ごみの削減目標を具体的に数値化することにより、ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、1日1人あたりのごみ排出量を示しています。

4 リサイクル率が減少傾向にある理由は

焼却処分後の焼却灰について、厳しい財政状況の中で全量を資源化できず、一部を埋立処分していることが一つの要因であると考えられます。

また、家庭における分別意識の低下による資源物回収量の減少や、有価物集団回収運動に対する住民の協力度の低下による回収量の減少も一つの要因ではないかと考えます。

5 リサイクル率が向上すると、純度の問題が起きないか

リサイクル率は、収集後に資源化されたものを基準とし算定しているため、リサイクル率の向上と純度に関連性はありません。

しかしながら、燃やせるごみとして出していた汚れた資源プラなどを、そのままの状態で資源物として出されると、収集時の純度は低下し、資源化効率が悪くなることが想定されることから、分別排出の徹底と併せて、リサイクル意識の向上を図る必要があります。

6 リサイクル率目標設定の根拠は

リサイクル率は、ごみ排出量の将来推計や現行施策の状況、計画期間内の施策の展開等を勘案し目標設定を行っています。

7 一般ごみ中の非可燃分の割合は。最終処分率の決定要因を教えてください

家庭ごみのうち、非可燃分（不燃・資源）の割合は24%（H22排出量実績より）です。非可燃分はリサイクルプラザで有価物と可燃物、不燃物とに選別し処理しています。最終処分率は、焼却灰、破碎後不燃物、直接埋立の合計を総処理量で除して算出しています。

8 有料化を実施した中核都市におけるごみ量（一般，資源）の経年変化をグラフ化して表示していただきたい

別紙 参照（ 8 ページ）

9 生活に持ち込まれるすべての物品はごみになる。生産・販売者への指導規制は（例えば、デポジット制の導入）

循環型社会形成推進基本法において、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の原則を謳っており、国においては「拡大生産者責任」を踏まえた措置を講じることとなっています。

しかしながら、まだ制度やその取組みが十分でないことから、本市も参画している「全国都市清掃会議」において、リサイクル関連法の推進に関して、国への要望活動を行っているところです。

デポジット制度の早期導入

ワンウェイ容器等の製造・販売や、過剰包装を抑制する法令の整備

プラスチック製容器包装の識別マークを大きくするなど判断基準を明確にし、形状素材の単一化や汚れ・異物が容易に除去できる製品開発の促進

容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装リサイクル法と同様に資源化が図られるよう制度の見直し

拡大生産者責任の観点から、事業者に一定の負担を求めるなど事業者責任の強化を図るなど

また全国市長会でも同様の趣旨の提言・要望を行っています。

さらに、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」において、

(事業者の減量義務)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等(以下「製造等」という。)に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずること等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(適正包装等)

第9条 事業者は、物の製造等に際して、その包装、容器等(以下「包装等」という。)の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等に際して、再び使用することが可能な包装等の普及に努め、使用後の包装等の回収策を講ずること等により、その包装等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

と定めています。

大分市の現在の取組み状況

- ・「大規模事業所ごみ減量推進事業」及び「エコショップ認定事業」による事業系ごみの減量・リサイクルの推進
- ・事業者の協力によるレジ袋削減に向けた取り組み

今後とも、事業者に対して働きかけを行っていく必要があります。

10 費用負担の公平性をどのように捉えるか

市の公衆トイレがあって清掃にお金がかかる（利用者負担の原則）。有料化？

公衆トイレは、廃掃法第5条第5項において、「市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。」と定められていることから、市の負担において清掃する必要があります。

また、利用する人数・量に制限がなく、公共の利益のためのものであることから、公園や道路などと同様に利用者（受益者）負担には馴染まないと考えられます。

なお、千代田区や京都市の一部の公衆トイレのように、快適に利用できる質の高いサービスの提供として、その維持管理経費の一部を負担してもらうために、有料化しているところがあります。

使用料を徴収することとすると、そこを利用する人と利用しない人に区別され、その結果、利用者負担の原則が適用されることとなり、使用料を払って使用する全ての人と同じサービスを受けられることから、費用負担の公平性は確保されることとなります。（高速道路や有料道路と同じ）

一方、家庭ごみの処理については、廃掃法第6条の2第1項において、「収集」、「運搬」、「処分」による一般廃棄物の処理責任は市町村にあるとされています。

現在、家庭ごみについて市民の皆様は、ごみの排出量に拘らず、「収集」、「運搬」、「処分」という同じサービスを受けられることから、費用負担の面からは公平性が確保されていない状況となっています。

家庭ごみ有料化は、サービスを受ける方に、ごみの排出量に応じた処理費用の一部を負担していただくことから、負担の公平化が図られるものと考えます。

11 ごみ処理費用の変遷とごみ量を同一図に示してください。ごみ量の増加が費用を押し上げていますか？

別紙 参照（9ページ）

12 全予算（支出）中に占めるごみ処理費用の変遷を図に示してください。

別紙 参照（10ページ）

1 3 ごみ処理費用の内訳（人件費，補修費，etc.）を示し，ごみの減量がコストにどの程度役立つかを示してください。

別紙 参照（11ページ）

1 4 ごみ処理を民間委託もしくは完全民営化した場合のコストは？

（収集部門）

現在、ごみ収集・運搬業務の民間委託状況は、佐賀関、野津原地区及び市内中心部の特定地区は全種類のごみを委託しており、資源ごみ（缶・ビン、ペットボトル、資源プラ、古紙・布類）は市内全域を全て委託しております。

収集・運搬業務を全て民間委託した場合のコストは、現状に比べて一定程度削減できると考えておりますが、その場合であっても、市の責務として、ごみ減量に向けた指導啓発の部門や委託業務の計画・実施などの管理部門は必要であると考えております。

（処理部門）

ごみ処理施設では、運転管理業務は一部を除き民間委託していますが、その他の部門は市職員が従事しています。

その他の部門を民間委託した場合には、人件費の一定程度が減少するものと考えておりますが、市の責務として、施設に搬入される市民や業者への対応や指導啓発を行う管理部門、計量・プラットホーム部門は必要であると考えております。

1 5 ごみ排出量の減少率と収集処理部門の経費削減率の関連を明示してください。

別紙 参照（11ページ）

1 6 ごみ処理施設の過去と今後30年間の改修・新築予定及び発生費用の試算をグラフに示してください。

別紙 参照（13ページ）

17 大分市の物差しは何か。

(中核市、特に人口・面積・予算規模など似通った自治体との比較でなければならぬし、同時に、県都としてのあるべき姿や品格・品性も求められるのではないか)

「家庭ごみ有料化」については、中核市や近隣市町村の状況を勘案するなかで、本市の実状に即した制度を検討することとしています。

18 県内、竹田の20円から姫島の210円までの違いは何か。

一般廃棄物の処理は市町村に処理責任があり、その分別方法や処理手数料は、自治体が個別に定めており、県内における大袋1袋あたりの価格帯は、20円～42円となっています。なお、姫島村は一人1月あたり210円の定額制となっています。

19 環境省が言う「有料化・・・」はすで実施している。さらに実施しなければならない要因は何か。

環境省は、「一般廃棄物処理有料化の手引き」において「一般家庭から排出されるごみを対象とした従量制による有料化の導入を有料化の仕組みの基本」としています。

また、手引きでは、有料化の仕組み作りとして手数料の料金体系や徴収方法、参考事例などを示しており、一般家庭から日常的に排出されるごみを想定したものとなっています。

このことから、本市における一時的多量の廃棄物を処理(臨時収集)した際に徴収する手数料は、環境省が示す有料化とは異なるものと考えます。

家庭ごみ有料化の目的は、

家庭ごみ排出量の削減とリサイクルの推進

ごみ処理にかかる費用負担の公平性の確保

ごみ処理費用の削減

ごみ減量・リサイクル施策の充実

としています。

20 基本計画の数値目標と達成状況は行政の努力不足・怠慢を表しているのか。だとすれば、それを市民に転嫁するのは筋違い。

基本計画における数値目標は、ごみ減量・リサイクルに取り組む上での指標であり、その達成状況を把握・分析することにより、現行施策の検証や、新たな施策の展開の必要性などを検討するためのものです。

循環型社会の構築を図るためには、市民・事業者・行政が一体となり取り組む必要があります。

21 外部行政評価委員会の報告を根拠にしているが、評価委員の発言の趣旨は「減量」であって「有料化ありき」ではない。新たな負担部分についてのみ「公平性」を言うことはできない。

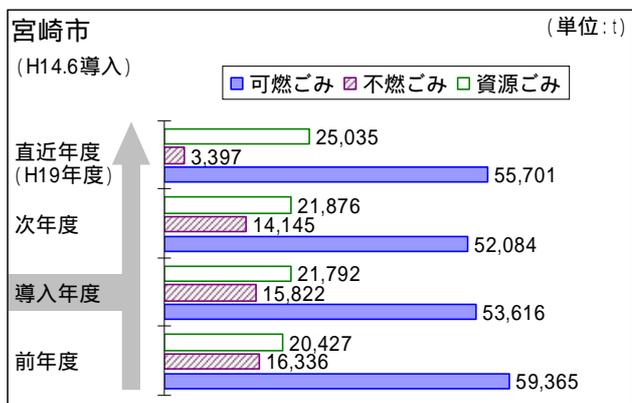
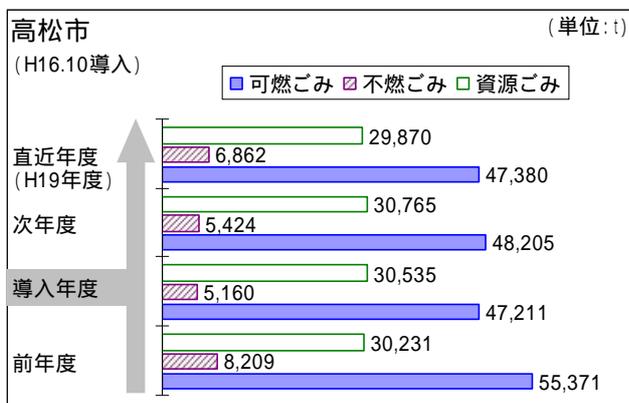
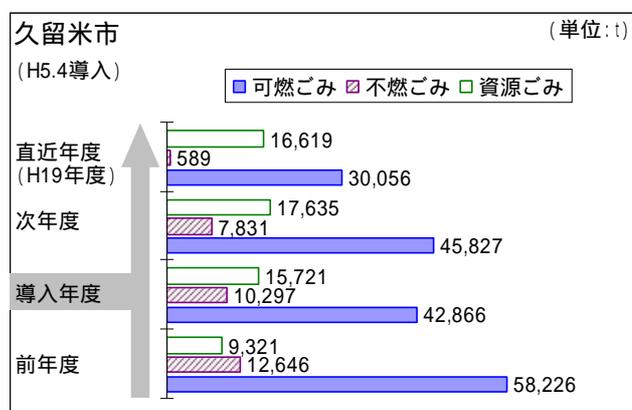
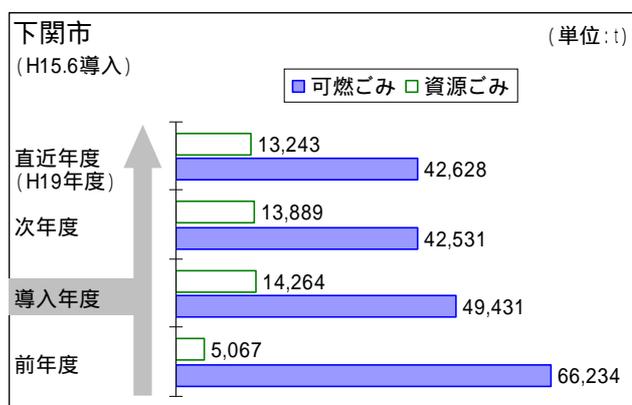
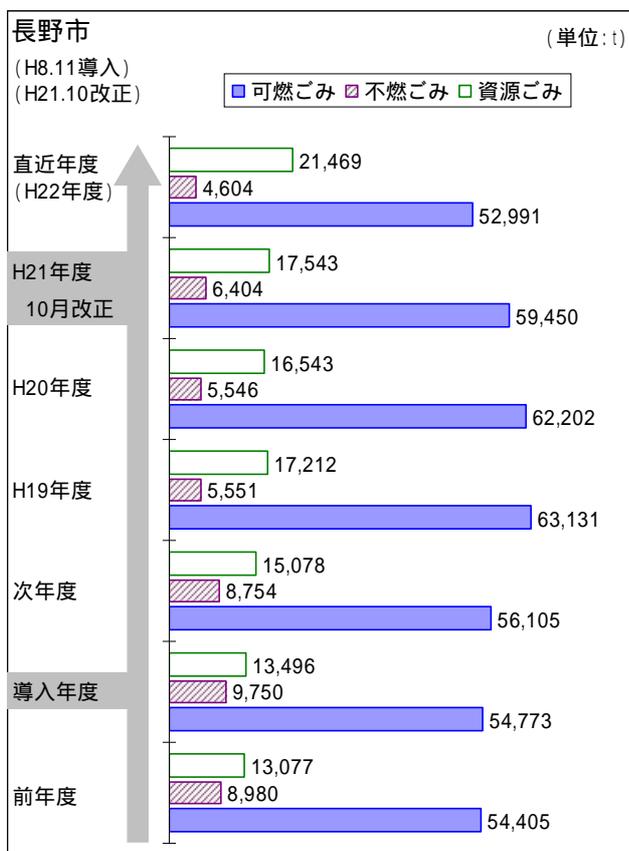
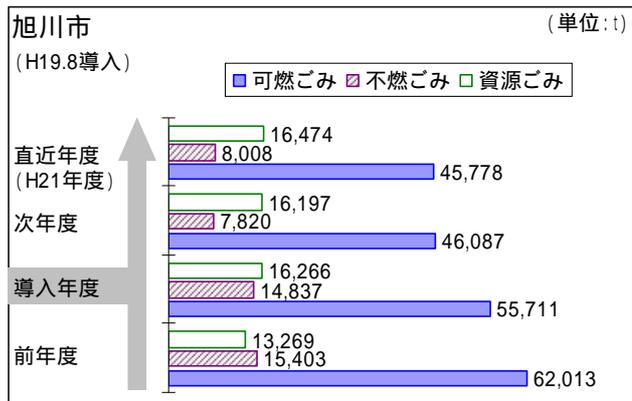
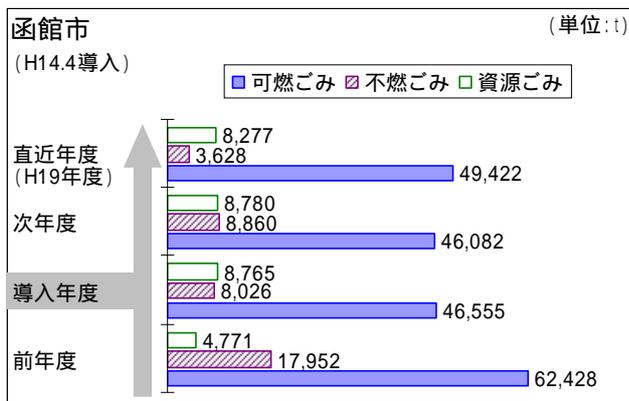
外部行政評価委員会の報告書や環境省の方針については、「家庭ごみ有料化」の提言や、全国的な動向を把握するための参考資料としてお示ししており、根拠資料ではありません。

本市では、大分市行政評価における意見や環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」が示される以前から、「家庭ごみ有料化」の検討を行っており、その一義的な目的は、ごみ減量・リサイクルの推進としています。

22 山谷修作氏のホームページを参考にしているが氏は「有料化推進論者」ではないか。

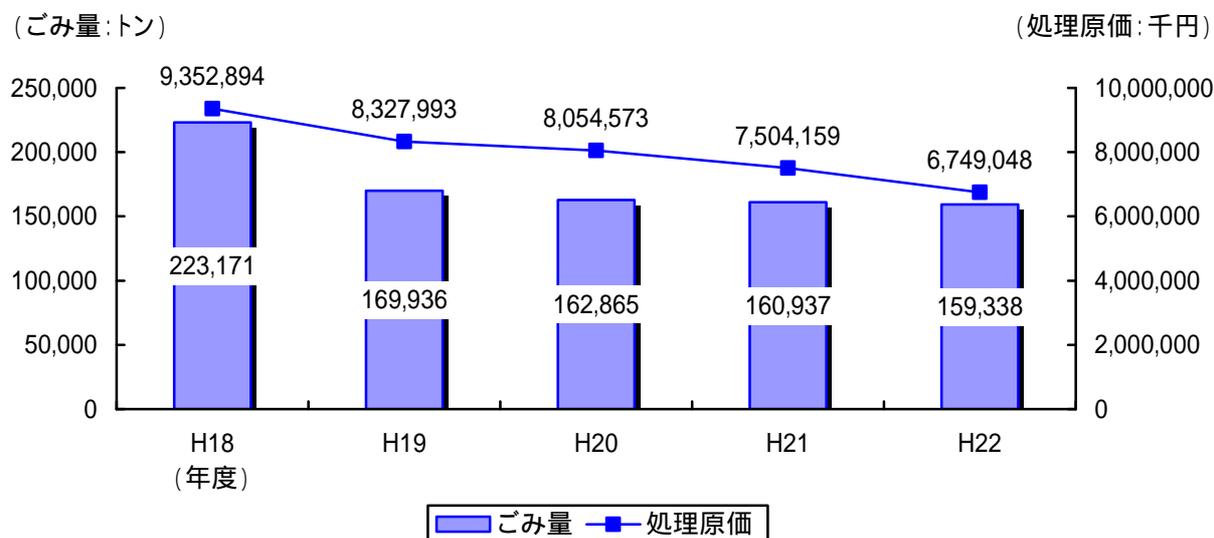
東洋大学経済学部教授の山谷修作氏が実施する「自治体アンケート」は、家庭ごみ有料化実施市に関する最新状況を把握することが可能なことから、参考資料として引用しています。

「家庭ごみ有料化」実施前後におけるごみ量の変化（中核市）



地方行財政調査会（豊田市依頼調査）「都市のごみ処理有料化に関する調べ」を参考にした独自調査結果

ごみ処理費用とごみ量の推移



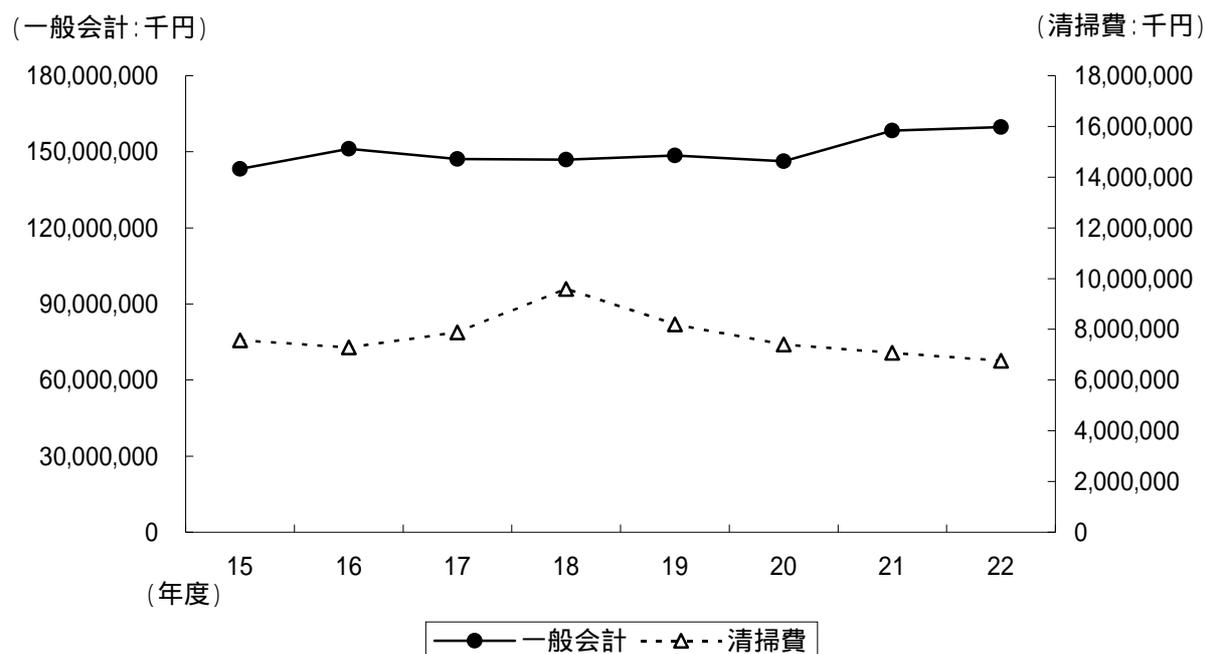
ごみ排出量及び処理費用		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
家庭	可燃物	89,120	81,275	87,096	87,139	86,319	
	不燃物	17,149	7,404	4,738	5,122	4,726	
	資源物	17,978	27,588	25,101	23,388	22,564	
	計	124,247	116,267	116,935	115,649	113,609	トン
事業系	可燃物	65,366	49,453	43,086	43,253	42,507	
	不燃物	33,558	4,216	2,844	2,035	3,222	
	計	98,924	53,669	45,930	45,288	45,729	トン
合計(家庭+事業系)		223,171	169,936	162,865	160,937	159,338	トン
処理原価		9,352,894	8,327,993	8,054,573	7,504,159	6,749,048	千円

増減率(対前年比)		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
家庭	可燃物	0.8%	8.8%	7.2%	0.0%	0.9%
	不燃物	1.9%	56.8%	36.0%	8.1%	7.7%
	資源物	5.3%	53.5%	9.0%	6.8%	3.5%
	計	0.1%	6.4%	0.6%	1.1%	1.8%
事業系	可燃物	6.1%	24.3%	12.9%	0.4%	1.7%
	不燃物	14.8%	87.4%	32.5%	28.4%	58.3%
	計	9.2%	45.7%	14.4%	1.4%	1.0%
合計(家庭+事業系)		4.4%	23.9%	4.2%	1.2%	1.0%
処理原価		7.6%	11.0%	3.3%	6.8%	10.1%

一般会計と清掃費の推移（決算額）

年度	一般会計 千円	清掃費 千円	比較 清掃費/ 一般会計	市民1人あたりの経費		1世帯あたりの経費		(上段) 人口 (下段) 世帯数
				一般会計 円	清掃費 円	一般会計 円	清掃費 円	
15	143,291,981	7,571,244	5.28%	323,059	17,070	810,095	42,804	443,548 176,883
16	151,205,031	7,287,700	4.82%	326,215	15,723	812,192	39,146	463,514 186,169
17	147,106,235	7,881,581	5.36%	316,382	16,951	778,233	41,696	464,964 189,026
18	146,912,463	9,596,072	6.53%	314,808	20,563	764,791	49,955	466,673 192,095
19	148,557,895	8,194,775	5.52%	316,194	17,442	758,552	41,843	469,832 195,844
20	146,245,732	7,404,631	5.06%	309,860	15,689	733,856	37,156	471,974 199,284
21	158,398,648	7,069,965	4.46%	334,553	14,932	784,672	35,023	473,463 201,866
22	159,733,138	6,763,877	4.23%	336,522	14,250	782,308	33,127	474,659 204,182

清掃費には、し尿処理事業を含む



ごみ処理費用の内訳

ごみ処理費用の内訳（収集部門 + 処分部門）（単位：千円）

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
人件費 (A)	2,859,007	2,421,413	2,240,730	2,074,436	2,005,100
物件費 (B)	5,180,245	3,566,008	3,632,189	3,493,612	3,366,162
減価償却費 (C)	2,432,316	2,355,160	2,282,416	2,031,496	1,609,812
公債利子 (D)	420,811	336,942	280,285	216,525	157,090
減額・控除分 (E)	1,920,300	934,822	981,271	910,885	944,191
管理部門配賦額 (F)	380,815	583,292	600,224	598,975	555,075
処理部門費（千円）	9,352,894	8,327,993	8,054,573	7,504,159	6,749,048

$$\text{処理部門費} = [(A)+(B)+(C)+(D)+(F)] - (E)$$

収集部門費（平成22年度実績）（単位：千円）

	ごみ 収 集	資源物 収 集	合計
人件費 (A)	1,521,449	0	1,521,449
物件費 (B)	408,314	343,665	751,979
減価償却費 (C)	76,861	368	77,229
公債利子 (D)	1,213	0	1,213
減額・控除分 (E)	77,712	0	77,712
管理部門配賦額 (F)	362,226	83,139	445,365
収集部門費（千円）	2,292,351	427,172	2,719,523

清掃事業概要より抜粋

【収集経費の削減効果】

ごみ収集につきましては、ごみ減量に伴い、収集車両の減車も検討することとなりますが、ごみの量は減っても、ごみステーションの数（燃やせるごみは約1万箇所）は変化なく、収集及び搬入時間を考慮しますと、一概に減量されたごみの量に相当する減車とはならないものの、収集経費は削減することが出来ます。

処分部門費（平成22年度実績）

（単位：千円）

	ごみ処分			資源物 処 分	合 計
	焼却	破碎	埋立		
人件費 (A)	383,713	27,089	45,761	27,088	483,651
物件費 (B)	1,940,757	179,346	148,299	345,781	2,614,183
うちパ・ホール費	(534,450)	(40,133)		(74,075)	(648,658)
減価償却費 (C)	1,378,279	8,170	143,776	2,358	1,532,583
公債利子 (D)	126,189	11,276	6,512	11,900	155,877
減額・控除分 (E)	609,224	35,260	8,044	213,951	866,479
管理部門配賦額 (F)	59,343	3,514	6,199	40,654	109,710
処分部門費（千円）	3,279,057	194,135	342,503	213,830	4,029,525

清掃事業概要より抜粋

【処分経費の削減効果】

ごみの減量により、ごみ処理施設における処分経費では、灯油等の燃料費・各種薬剤やコークス等の消耗品費の削減、及び焼却灰や飛灰のリサイクル費等を縮減することができます。

また、最終処分場である埋立場の延命化を図ることが出来ます。

ごみ処理施設の設置状況

ごみ処理施設の設置状況は下記のとおりです。今後の予定につきましては、現時点で計画している部分を記載しています。

ごみ処理施設は、設備・機器が高温・多湿や腐食性環境に曝露され、機械的な運動による磨耗等も発生しやすいことから、耐用年数は他の都市施設に比べると短く、一般的に清掃工場は20年前後、リサイクル施設は15年前後とされています。

稼動から15年が経過する福宗清掃工場は、ストックマネジメントの手法を導入し、平成24年度から3年間で大規模な基幹的設備改良事業(長寿命化工事)を実施することにより、10年程度の施設延命化を図り、平成38年頃まで稼動することとしています。

(単位:千円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
福宗環境センター 清掃工場	新築稼動															長寿命化工事 (予定)														
	22,248,000															2,385,288												(予定)		
福宗環境センター リサイクルプラザ																			新築稼動											
																			2,308,700										(予定)	
佐野清掃センター 清掃工場	旧工場稼動					新築稼動																								
						20,212,500															(予定)									

福宗環境センター鬼崎埋立場 昭和47年開設 264,285千円

佐野清掃センター埋立場 昭和61年開設 258,234千円

